

国 自 安 第 1 3 2 号
令 和 元 年 1 2 月 4 日

一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局長



降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。

このような状況を踏まえ、今般、令和元年11月26日付け中防災第28号で中央防災会議会長（内閣総理大臣）から「降積雪期における防災態勢の強化等について」が通知されました。

これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に遺漏のないよう、次の事項について貴会傘下会員に対し周知徹底を行い、事故の防止に努めるようお願いします。



【バス、タクシー、トラック等共通】

- (1) 気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。
 - ① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実にすること。
 - ② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
 - ③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
 - ④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更及び利用者への情報提供等の適切な措置を講ずること。
 - ⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

【バス】

- (1) 乗務員に対して、高齢者、障害者等要配慮者の乗客に留意し、他の乗客の理解を得て優先席等の使用を促すとともに、特に車内事故の発生原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、高齢者や障害者等要配慮者の車内での転倒事故防止に努めること。
- (2) 鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すこと。

【レンタカー】

降積雪期における道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保等の留意事項について、利用者に対し周知するよう努めること。

【バスターミナル】

- (1) 気象情報（大雪や暴風雪等に関する警報・注意報を含む）や施設内における降雪状況を適時に把握し、施設内の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (2) 除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制について再確認の徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。

【自動車道】

- (1) 気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況を適時に把握し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (2) 各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。
- (3) 雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに通行規制の措置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 降雪や雪崩等により道路の交通障害や災害が発生した場合は、関係機関等との連携を図り、迅速な復旧を図るよう対応すること。また、特に豪雪時においては、関係機関が連携して情報共有を図る情報連絡本部を設置するなど、安定した道路交通の確保に向けた、より緊密な連携体制を確保するとともに、道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。